

令和6年10月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録  
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第10回）議事録

1. 開催日時 令和6年10月18日（金曜日）午前11時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（18名）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 佐 藤 崇     | 1 3 番 佐 藤 榮 一 |
| 3 番 齋 藤 誠     | 1 4 番 畑 山 留美子 |
| 4 番 庄 司 和 夫   | 1 5 番 佐 藤 喜 勝 |
| 6 番 伊 藤 直 子   | 1 6 番 佐々木 剛   |
| 7 番 菅 原 文 克   | 1 9 番 大 瀧 浪 雄 |
| 8 番 板 垣 利 明   | 2 0 番 佐々木 純 一 |
| 9 番 三 浦 幸 夫   | 2 1 番 小 野 晃 一 |
| 1 0 番 吉 尾 麻 美 | 2 2 番 豊 島 靖 喜 |
| 1 1 番 巴 寛     | 2 4 番 富 樫 公 一 |

4. 欠席委員（6名）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 2 番 小 松 健     | 1 7 番 伊 藤 剛   |
| 5 番 佐々木 亨     | 1 8 番 加 藤 三 敏 |
| 1 2 番 佐 藤 源 樹 | 2 3 番 真 坂 和 都 |

5. 議事日程第1号 令和6年10月18日（金曜日） 午前11時開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 議案第67号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 5. 議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第 6. 議案第69号 農地転用事業計画変更承認の件
- 第 7. 議案第70号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
- 第 8. 議案第71号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
- 第 9. 議案第72号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

|           |         |            |         |
|-----------|---------|------------|---------|
| 事 務 局 長   | 木 内 卓 朗 | 農政班長       | 三 保 敦   |
| 次長兼農地班長   | 二 見 真 之 | 主事(由利庶務班)  | 畠 山 秀   |
| 主査(矢島庶務班) | 田 口 達 也 | 班長(東由利庶務班) | 遠 藤 吉 保 |
| 主査(大内庶務班) | 佐 藤 彰   | 主事(鳥海庶務班)  | 佐 藤 海 士 |
| 主査(西目庶務班) | 巴 留美子   |            |         |

8. 総会議長  
富 樫 公 一

9. 議事録署名委員  
14番 畑 山 留美子  
15番 佐 藤 喜 勝

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年10月3日公示招集されました、令和6年第10回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中18名であります。

2番小松健委員、5番佐々木亨委員、12番佐藤源樹委員、17番伊藤剛委員、18番加藤三敏委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第67号から議案第72号までの計6件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、14番畑山留美子委員、15番佐藤喜勝委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第67号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第67号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第67号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第67号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第68号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第68号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第68号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第69号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第69号について、議案書に基づき朗読して変更内容を説明。今回の変更内容は、事業規模の縮小で変更後の転用目的は変わらず、周辺農地にも影響を及ぼさないと認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で承認することに決定した場合は、総会翌日付で変更承認することになる旨を説明する。

○議長

議案第69号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第69号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第69号は原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第70号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案70号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨説明する。

なお、本案件については、面積が30aを超えるため秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第70号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番菅原文克委員。

○7番・菅原文克委員

議案第70号1番について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第70号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、2番につきまして事務局より説明願います。

○事務局

議案第70号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第 70 号 2 番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3 番齋藤誠委員。

○ 3 番・齋藤誠委員

議案第 70 号 2 番について、調査日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第 70 号 2 番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 70 号 1 番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第 70 号 2 番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに、議案第 70 号 1 番につきましてお諮りいたします。議案第 70 号 1 番は、申請が適法と認め許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号 1 番は、申請が適法と認め、許可相当とし秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 70 号 2 番につきまして、お諮りいたします。議案第 70 号 2 番は、申請が適法と認め許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号 2 番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 8、議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1 番から 3 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第 71 号 1 番から 3 番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第 71 号 1 番から 3 番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7 番菅原文克委員。

○ 7 番・菅原文克委員

議案第 71 号 1 番から 3 番について、調査日時、現地調査出席者を述べ、申請地の周辺状況、

被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第71号1番から3番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第71号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第71号4番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番庄司和夫委員。

○4番・庄司和夫委員

議案第71号4番について、調査日時、現地調査出席者を述べ、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第71号4番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり議案第71号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第71号は、申請が適法と認め許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第72号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第72号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は30年以上耕作されておらず、雑草や雑木が繁茂し山林化している状況であり、農地に復旧するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第72号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番佐藤喜勝委員。

○15番・佐藤喜勝委員

議案第72号1番について、調査日時、現地調査出席者を述べ、現地は長期にわたり耕作された様子がなく草木が生い茂り、山林化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第72号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、議案第72号2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第72号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は約20年以上の長期にわたり耕作されておらず、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況であり、農地に復旧するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第72号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番佐々木剛委員。

○16番・佐々木剛委員

議案第72号2番について、調査日時、現地調査出席者を述べ、現地は長期にわたり耕作された様子がなく雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第72号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第72号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断すること



にご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時43分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

畑 山 留美子

議事録署名委員

佐 藤 喜 勝